

第18回「化学物質と環境に関する政策対話」

ディスカッションペーパー

- 1 日時 令和5年12月27日(水) 13:00～15:03
- 2 場所 AP 東京八重洲 ルームP (Zoomを用いたライブ配信併用)
(東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル 7階)

3 出席者(敬称略)

学識経験者

- 浅利 美鈴 (大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所、研究基盤国際センター 教授)
- 亀屋 隆志 (国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授)
- 五箇 公一 (国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長)
- 村山 武彦 (東京工業大学 環境・社会理工学院 教授)

市民

- 有田 芳子 (主婦連合会 環境部長)
- 橘高 真佐美 (オーフス条約を日本で実現するNGO ネットワーク 事務局長)
- 崎田 裕子 (ジャーナリスト・環境カウンセラー)
- 槌田 博 (特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事)
- 中下 裕子 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事)
- 中地 重晴 (熊本学園大学 教授)

労働団体

- 富田 珠代 (日本労働組合総連合会 総合政策推進局長)
- 森 裕樹 (日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長)

産業界

- 岩崎 雅彦 (一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部 副部長、日産自動車株式会社)
- 小田原 恭子 (住友化学株式会社 執行役員、生物環境科学研究所長)
- 西條 宏之 (日本石鹼洗剤工業会 専務理事)
- 須方 督夫 (一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事)
- 山田 春規 (アーティクルマネジメント協議会 運営委員長、ソニーグループ株式会社 品質マネジメント部 環境エキスパート)

行政

- 田中 晃 (神奈川県環境農政局環境部環境課 課長)

稲角 嘉彦 (厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長)

高村 亜紀子 (厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長補佐)
(安井委員代理)

照井 秀樹 (農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長補佐)
(清水委員代理)

神田 浩輝 (経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長補佐)
(水野委員代理)

吉川 圭子 (環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長)

事務局

神ノ田 昌博 (環境省 大臣官房 環境保健部長)

高木 恒輝 (環境省 大臣官房 環境保健部 水銀対策推進室長)

水谷 禎隆 (環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長補佐)

4 論点および意見

論点1) GFC 戦略目的 A 化学物質の法規制について

Keywords: リサイクル再生材中の化学物質に関する法規制、内分泌かく乱作用が懸念される未規制の化学物質の法規制、使用中または在庫における製品含有化学物質に関する法規制、ライフサイクル管理、有機ハロゲン化合物の法規制、プラスチックに含まれる有害化学物質の法規制、GFC のスコープ

- 化審法で新たな製造使用が禁止されている化学物質について、リサイクルの推進によって有害物質が環境中に排出されてしまう懸念。特にリサイクルプラスチックには内分泌かく乱作用が懸念される未規制の化学物質も含まれる可能性あり。
- 化学物質のライフサイクル管理、使用中の化学物質の管理、在庫の管理を含めた一貫性のある法整備。
- 有機ハロゲン化合物は人工的に作りだした、生物由来の化学物質ではないという特徴があるので、特別の管理をする、生体内の蓄積性を他の物質よりも詳しく調べるなど応の目、監視の目を広げていく必要があるのではないか。
- プラスチックに含まれる有害化学物質について世界的に削減に取り組むべき。それに対して日本政府としても発言をいただきたい。
- プラスチックの中の化学物質の扱いはプラスチック条約の政府間交渉会合でも議論になっている。また、GFC では、条約などで対応されていないが、懸念のある課題についてフォーカスしていく仕組み。

論点 2) GFC 戦略目的 B 製品中、再生材中等に含まれる化学物質に関する情報伝達方法について

Keywords: DPP(デジタル製品パスポート)、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)、QRコード、リサイクル再生材中の化学物質に関する情報伝達、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)に依拠したラベリング、各主体連携による動静脈における素材と化学物質の情報伝達方法の検討

- DPP(デジタル製品パスポート)において、製品を廃棄後リサイクルし、その再生材がまたメーカーに戻る段階で、再生材に係る化学物質の情報が入っていることが大事。
- 製品のライフサイクル全体における化学物質の情報伝達について、QRコード等の活用を検討している研究事例(SIP:戦略的イノベーション創造プログラム)あり。
- 消費者にGHSのラベリング表示に関する情報が届いていない。GHSは「一般消費者が日常的に使うものには表示しない」と国際的に決められてしまっているが、情報が消費者にまで届くことによって有害化学物質の使用は注意されていくので、日本として国際的に意見を言っていたきたい。
- 素材情報と化学物質情報をちゃんと入れて回していくというふうに変えていくにはどうしたらいいかということを検討し始めているのが今。自分たちのできる範囲の課題はどこかというのを出し合いながら、日本の化学物質のサーキュラーエコノミーを早急に実現させていくには、どういう課題をどういうふうに乗り越えたらいいのか、みんなで考えていけるような輪を作っていければと考えている。

論点 3) GFC 戦略目標 D-7 労働安全衛生について

Keywords: 安全衛生教育、周知教育を進める体制の整備、人材育成、リスクコミュニケーション、化学物質管理者

- GFCのターゲットのD-7において「関係主体は2030年までにサプライチェーンにわたり効果的な労働安全衛生慣行と環境保護措置の実施をする」ということが明記されているが、これを全ての職場で実践をしていくためには、安全衛生教育が大変重要。安全衛生教育に関する課題として、形式的で内容が身につかない、法定の教育だけしか行われていない、パートなどへの教育が行われていない、それから正規でも受ける人が少ない、管理指導をする人がいないといったことが挙げられた。職場の安全意識を高めるためには、適正な管理者のもとで雇用形態にかかわらずすべての労働者に対して丁寧な周知教育を進める体制の整備が必要。
- サプライチェーン全体にその効果を波及させていくためには、関係各主体に安全衛生を推進する人材と職場の実態を確認する場が備わっていなければリスクコミュニケーションも成り立たない。人材育成をどのように進めていくのかということも含め、労働組合も事業

者内の教育に参画していくほか、教育対話の機会と十分な投資が行われるよう、対話と情報交換が行われ、行動につなげていけるように働きかけていく。

- 厚生労働省では関係政省令の改正を行い、新たな化学物質規制、管理の制度を導入。危険有害性が既知の化学物質の製造現場やこれらを取り扱う事業場に「化学物質管理者」という役職をおき、化学物質に関する取り扱い等に関する教育についても義務化しており、適切な履行や運用の中でも課題について対応していきたい。

論点 4) GFC 戦略目的の達成と国内実施について

Keywords: GFC 戦略目的の達成年限、国内実施計画の策定、国内フォーカルポイントの設置

- GFC の戦略目的の達成年限が 2030 年ないしは 2035 年ということで、10 年足らずの間に目標を達成していこうということだが、次回の会議が 3 年後という話で、スピード感が少し遅い。GFC の国内実施に向けての政府の取組はどうか。
- 国内の実施計画については、今決まっているターゲットを踏まえて、早急に関係省庁連絡会議等の枠組みの中で議論し作り上げていきたい。

論点 5) GFC と生物多様性について

Keywords: 野生動物体内における化学物質の残留性・蓄積性が生物個体群および生態系に及ぼす影響、長期的なばく露や蓄積によるライフサイクルレベルの評価、個体群レベルでのリスク評価、環境中長期残留物質の生態影響評価

- 生物多様性に触れられていないことが気になった。特に PFOS や PFOA は環境中における動態や、野生動物体内における蓄積性が生物個体あるいは個体群、あるいは生態系に影響を及ぼすかという定量的なデータ、科学データが不足しており、ある意味噂的な形でリスクが議論されているところがある。こういったところは生物多様性の保全という観点から大きな問題。環境中長期残留物質の生態影響評価がほとんどできていない、知見が足りないことは、これまでもこれからも環境中長期残留物質が流通する懸念があるという観点で環境政策としては大きな課題。生物多様性という観点から議論を深めてほしい。
- GFC の目的には、人の健康だけでなく生態系・生物多様性保全も含まれている。生物多様性条約や昆明・モントリオール枠組みの中で、化学物質による生物多様性のリスクを半減させるとの新たなターゲットもあり、それらと GFC の枠組みがどう連携していくかも今後の検討事項。引き続き進捗を報告したい。

論点 6) 政策対話の在り方について

Keywords: 開催時期、開催頻度、ディスカッションペーパーの公開

- 今年度 12 月と 2 月のように、いかにも年度の終わりに押し込められたということがある。第 6 次環境基本計画の見直しに間に合うタイミングでやっていただけないかと前回の第 17 回政策対話でお話した。化学物質と環境の政策対話を意味ある場とするためにも、すでにある政策とどうつなげていくか、開催のタイミングをどうするか、開催方法、時期等の検討をしていただきたい。
- 日々刻々と情報が変わっていくので、もっと細かい頻度で開催できたらよい。
- 今年度は SAICM の次の枠組である GFC についての中身も含めて情報提供したいと思っていたため、設置要項に記載の開催時期と異なった。開催頻度のスパンがお約束しているスパンとなるように、来年度の発注は手際よく進めていきたい。回数を増やすべきかどうかというところは、GFC の議論の枠組みを検討する中で、政策対話以外の、例えば作業部会や意見交換の場を設けるなど、ご相談をさせていただきたい。
- 議事録を全部読むのは大変なので、少なくとも委員の中では要旨をまとめたものの共有をして、今後の議論につなげていくことがよい。前回ディスカッションペーパーを作ることが決定したので、可能な限り議事録または議事要旨(ディスカッションペーパー)を公開していただきたい。
- ディスカッションペーパーを公開する。

以上